

- 5 実行委員は、実行委員会を構成して、その事業の運営にあたります。

(名誉会長、相談役、顧問)

- 第15条 協会に名誉会長、相談役、顧問を置きます。  
 2 名誉会長は、知立市長に委嘱します。  
 3 相談役は、協会の各種事業を支援していただく方の中から推薦し、理事会に計り会長が委嘱します。  
 4 顧問は、歴代会長に委嘱します。  
 5 名誉会長、相談役及び顧問は、協会の運営に関する重要事項等について、会長の諮問に対して助言することができます。

(委員会)

- 第16条 事業活動の強化、連携及び円滑な推進と広報活動の充実をはかるため、会長の下に次の委員会を置きます。委員の任期は1期(2年)とします。但し、再任は妨げないものとします。  
 (1) 事業委員会  
 (2) 会報委員会  
 (3) 実行委員会  
 (4) 広報・情報委員会

(運営費)

- 第17条 協会の運営費は、次の費用をもって充てます。  
 (1) 会費  
 (2) 補助金  
 (3) 委託金  
 (4) 寄付金  
 (5) その他の収入

(総会)

- 第18条 総会は、会長が招集します。  
 2 総会は、役員及び運営委員をもって構成します。  
 3 総会は年1回開くことを原則とします。ただし、必要により臨時に開くことができます。  
 4 総会の議決は、出席者の過半数で決定します。  
 第19条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日とします。

(会則変更)

- 第20条 協会の会則変更は、総会の議決を必要とします。

(事務局)

- 第21条 この協会の事務を処理するため、事務局を置きます。事務局には、事務局員を置き、その任命は会長が行います。  
 2 事務局長は、三役員会で推薦し会長が任命します。ただし、在任者不在の場合は会長が代行するものとします。  
 3 事務局員は、会長が任命します。

(事務局長の職務)

- 第22条 事務局長は会長の命を受け事務局を総轄し、かつ、事務を掌理し事務局員を指揮します。

(委任)

- 第23条 協会の運営にあたり必要な事項は、理事会に諮って会長が別に定めます。

附 則

- この会則は、昭和46年10月17日より実施します。(昭和48年4月、昭和54年4月、昭和57年4月、

昭和61年4月、平成5年4月、平成6年4月、平成7年4月、平成9年4月、平成12年4月、平成13年4月、平成16年4月、平成17年4月、平成23年4月、平成29年4月一部改正)  
 この会則は、平成29年4月22日より実施します。

## 【知立市文化協会細則】

- 第1条 会則に必要な事項は、この細則で定めます。  
 第2条 会則第7条に規定する部門に次の部を置きます。

<部 門>	<部>	(備考/部の分野例)
○美術部門	日本画 水墨画 洋画 書 写真	
○創作部門	文芸 工芸 展示	(短歌)(俳句) (陶芸・切り絵・染色・デジタル彫刻・ひょうたん) (手芸・手描友禅と着付け・創花・盆石・クラフトドール・折り紙・フラワーアレンジメント・ペーパークラフト・お面や甲冑作り・拓本)
○茶華道部門	映像 茶道 華道	(映像)
○芸能部門	民謡・民踊・歌謡 詩吟・剣詩舞 邦楽・伝統芸能 洋楽	(神楽・箏曲・尺八・文楽・義太夫・地歌三曲合奏) [音楽・演劇・舞踊] (合唱・バイオリン・吹奏楽・軽音楽・演劇・3B体操・ジャズダンス・フォークダンス・フラダンス・創作パレエ・手品・オカリナ)
	日本舞踊 大正琴	

- 第3条 会則第5条に規定する会費の納入について、次のように定めます。

- (1) 既存加入団体、個人の会費の納入は、原則として毎年5月末までとします。  
 (2) 新規加入団体、個人の会費の納入は、入会時期に関わらず年額とします。

- 第4条 会則第16条に規定する委員会の役割は、次のとおりとします。

- (1) 事業委員会は、新規事業、年間事業計画及び年間日程計画等の提案。  
 (2) 会報委員会は、会報の発行等。  
 (3) 実行委員会は、個々の事業毎に結成し、その事業の運営及び推進等。  
 (4) 広報・情報委員会は、広報(ホームページも含む)に関する企画及び推進等。

附 則

この細則は、昭和46年10月17日より実施します。(昭和51年4月、昭和62年4月、平成元年4月、平成6年4月、平成7年4月、平成9年4月、平成12年4月に一部改正)

この細則は、平成16年4月3日より実施します。  
 この細則は、平成21年4月18日より実施します。  
 この細則は、平成23年4月16日より実施します。  
 この細則は、平成28年4月16日より実施します。  
 この細則は、平成29年4月22日より実施します。  
 この細則は、平成30年4月14日より実施します。  
 この細則は、平成31年4月20日より実施します。  
 この細則は、令和2年4月18日より実施します。